

# 特別徴収税額通知データ受取方法新規・変更届出書

				※前橋市 処理欄				
令和__年__月__日 提出  (宛先) 前橋市長	(特別 給与徴 収支 払義務 者)	所在地 (住所)	〒 -	特別徴収義務者 指 定 番 号			※前橋市の指定 番号は7桁	
		フリガナ			担当者 連絡先	eLTAX 利用者ID		
		名称 (氏名)				係		
		代表者の 職氏名				氏名		
				電話				

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください ※新規の場合はこちらのみ記入してください
特別徴収税額 通知受取方法 <特別徴収義務者用>	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
特別徴収税額 通知受取方法 <納税義務者用>	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面 ※電子データを選択の場合は、備考欄に該当従業員氏名・受給者番号を記入してください
通知先 メールアドレス		

## 【注意事項】

- eLTAXで給与支払報告書提出時に希望した「特別徴収税額通知受取方法」「通知先メールアドレス」を変更する場合や年度途中で新規でデータ受け取り方法を選択する場合は、この届出書を提出してください。
- 「電子データ」を選択した場合、電子署名付きの電子データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。また、「書面」を選択した場合、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
- 特別徴収義務者用通知、納税義務者用通知のいずれかを書面で受け取るという選択も可能です。
- 納税義務者用の「電子データ」を選択する場合、個々の納税義務者に社内システムやメールなどの電子的な方法により提供することが可能な場合に限りますのでご注意ください。
- 納税義務者用の「電子データ」を選択する場合、個々の受給者番号が必要です。給与支払報告書提出時に受給者番号の入力がない場合や妥当でない受給者番号がある場合は、給与支払報告書の再提出が必要となりますのでご注意ください。
- 年度当初の特別徴収税額決定通知(毎年度5月中旬頃発送予定)の受取方法を変更したい場合は、4月15日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 各月の特別徴収税額変更通知(毎月15日頃発送予定)の受取方法を変更したい場合は、前月の25日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。

備考

## 【提出先】

〒371-8601  
前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市役所 財務部  
市民税課 特別徴収係